LPガス

人と地球にスマイルを

No.126

発行所/一般社団法人　**鹿児島県LPガス協会**
〒890-0064　鹿児島市鴨池新町5番6号
☎099-250-2535㈹　FAX 099-250-2534
E-mail:soum-kglpg@po.minc.ne.jp
URL:http://www.kglpg.or.jp
発行日/令和3年1月1日
印刷所/株式会社　鹿児島新生社印刷

CONTENTS

P2　…新年のご挨拶
P6　…第2回理事会の開催結果について
　　協会ホームページを活用ください
P7　…令和2年度国家試験受験者率
P8　…料金アンケート結果まとまる
P16 …福島県郡山市で発生した事故
　　に係る注意喚起

新年あいさつ

一般社団法人 鹿児島県LPガス協会
会長　秋元　耕一郎

新年明けましておめでとうございます。

会員事業所の皆様方にはご家族お揃いで輝かしい年明けを迎えられたこととお喜び申し上げます。

さて、昨年はコロナに始まりコロナに暮れた閉そく感漂う１年でした。感染症拡大の動きは全国に及び、「緊急事態宣言」が発出され、日本経済の減速はリーマンショック時を上回り、多くの業種に大打撃を与えました。

日常生活においてもマスクの着用、「密」の回避等ストレス感一杯の日々を余儀なくされました。第１波、２波、３波と途切れることなく続いた非日常は未だ収まる気配もない状態です。

LPガス業界は、他業種に比べるとライフラインの一つであることから恵まれた業種であったと思います。皆様も同様の感を持っておられると思いますが、業務用の落ち込みはやむを得ないことであったと思います。１日も早くワクチン等が実用化され、不安感のない当たり前の日常が訪れることを願ってやみません。

協会活動も大幅な制約を受けました。春先の支部総会は全支部書面決議、協会の理事会も書面決議、通常総会も役員改選の年でありながら皆様の委任状によるごく少数での開催にならざるを得ませんでした。総会が終われば事業活動の実施になるのが通例でしたが、「密」の回避から各種講習会も実施が大幅に遅れ、資格取得を希望された皆様には多大のご心配をお掛けせざるを得ない事態でした。幸いにも７月以降は対策を講じながら何とか実施することができるようになり、ほっとしているところです。

例年実施の事業は、ほとんど中止になりましたが、業界が抱える諸課題までコロナで消えたわけではありません。取引に係る不適正な行為は未だに一部継続しています。こうした実態を浮き彫りにし、何とか改善したいとの思いから青年層で構成される「後継塾」が「さらなる料金透明化のために」というテーマのもと、取引適正化のためのルールを策定しました。

この業界で長く営業するためには、悪しき商慣習を廃止し、適正な取引を確立したいとの思いからです。昨年10月の理事会で後継塾代表が皆様に説明し、承認されましたので春先の支部総会、５月通常総会で皆様に提案致します。業界を良い方向に進めるための取組ですので、是非とも了解をいただき、６月からスタートしたいと考えています。

昨年７月に福島県郡山市で発生した業務用施設における爆発事故はLPガスに対する信用を大きく失墜させました。原因は未だ特定されていませんが、業務用施設においてメーターと警報器を連動させることで防止できたかもしれないことを考えると、今後この取組は一丸となって進める必要があります。アダプターで代用するのではなく警報器と連動させなければなりません。

県内においても一部事業者の方は既に取組を開始されています。こうした動きが大きな輪になって業界の自主保安の推進に繋がることが期待されます。

併せてもう一つの懸念材料である「容器の流失対策」も早急に解決しなければならない課題です。LPガスは災害に強いが「水害にも弱い」が定説にならないよう早急の対策を完了させることも喫緊の課題です。

県内充填所の取組によって高リスクの充填所は対策が完了しました。近くに大きな河川がある場合、「自治体ハザードマップ」により氾濫時の想定水位を確認のうえ容器転倒防止のための二重掛け等を積極的に推進されることを期待します。

終わりに今年は「コロナ禍」から早期に脱却し、安心して日常生活が送れること、そして従前の経済活動が実施できることを願って新年のあいさつとさせていただきます。

令和3年 新年のご挨拶

一般社団法人 全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎

新年明けましておめでとうございます。

LP ガス事業者会員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられたことと、お慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曽有の世界的な危機は、東京オリンピック・パラリンピック開催の延期など我が国の経済社会に対してもこれまでにない構造改革を迫るものとなりました。我々 LP ガス販売業においても、現在のウィズコロナの状況下にある感染拡大防止から今後のアフターコロナへ向けた様々な対応が必要になります。海外では、アメリカの次期大統領であるバイデン氏が早々に打ち出した「パリ協定」への復帰発言により、世界的な脱炭素社会への取り組みが加速することが予想されます。こうした中、我が国においても菅総理により「2050 年カーボンニュートラル宣言」も発表されました。また昨年は、九州地方を中心とした７月豪雨による風水害が発生し、各地で河川の氾濫など大きな被害が発生いたしました。改めまして心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の一日も早いご再建をお祈りいたします。

私は、昨年９月開催の総会で会長に再任され、３年目を迎えました。会長としてスタートしてから、自然災害への防災・減災対策や国土強靭化に向けた LP ガス GHP 等の需要拡大等を中心に取り組んでまいりました。近年頻発する自然災害を受けて、国の防災・減災等に資するために策定された「国土強靭化基本計画」における LP ガスの位置づけについて、国会議員及び関係省庁等関係方面へのロビー活動、さらには、会員皆様のご尽力で数多くの自治体等における LP ガス GHP を採用する小中学校の増加等により、LP ガスは国民の生活を守る最後の砦であるとの地位を確立してきておりますが、さらに着実なものにしていかなければなりません。本年も、以下の諸活動を推進するとともに、脱炭素社会の動きなど社会経済の変化に伴う LP ガス販売業への影響について、国内経済、国策やその動向等を注視し、国民の新しい生活様式や今後発生しうる災害への対応策等尽力してまいります。

保安面については、３年計画で重大事故ゼロ、ＣＯ中毒事故ゼロを全国目標に掲げ、都道府県協会が中心となり、LP ガス販売事業者と連絡を密に取り組んでまいりました。４月以降も、重点取り組み事項に、これまでの業務用施設への警報器連動の推進及び業務用換気警報器の促進の他に、災害対策として、軒先容器の流失防止対策の徹底追加などを行うとともに、IOT を活用したスマート保安の推進など行政と連携しつつ保安対策に全力で取り組んでまいりますので、さらなるご協力をお願いいたします。

需要拡大については、「需要開発推進運動」を業界一丸となり展開しているところですので、引き続き、エネファーム、GHP、エコジョーズ、ハイブリッド給湯器等の LP ガス高効率機器の販売強化、都道府県協会が実施する需要開発推進運動の支援等を推進してまいります。また、全国の公立小中学校の特別教室及び避難所となる体育館等に LP ガスによる GHP 空調の普及、公的避難所・医療施設・福祉施設等の防災拠点等に対して、LP ガスの常設・常用を推進してまいります。

「取引の適正化」については、クリーンで環境に優しく豊かなガスライフを実現するエネルギーとして、LP ガスが積極的にお客様に選んでいただけるよう、LP ガス販売指針による取引の適正化及び料金の透明化の一環であります料金の算定方法及び算定の基礎となる内容の説明等を行うよう LP ガス販売事業者に周知徹底してまいります。

LP ガス自動車については、災害時にも活躍する「LP ガス自動車の普及促進」の一環として、昨年からスタートした自立型 LP ガススタンド認定制度を充実させるなど、国土強靭化基本計画に対応するために LP ガス自動車を我々業界内への普及はもとより、行政機関、輸送会社等に対して、災害時やエネルギーセキュリティー面からも保有車両の一定割合の導入促進、主要ユーザーである LP ガスタクシー車両の減少を防ぐため関係方面への働きかけなど、全国の LP ガススタンドのインフラ網を維持するための振興策及びネットワーク維持に必要な各種方策を実施してまいります。

最後に、当協会は、LP ガス販売業の発展基盤の強化を目標として一昨年に策定した販売業界ビジョン及びビジョンを具体的に実現するための新アクションプランを実行し、また、構造改革に着手したところでありますが、業界を取り巻く厳しい外部環境の下、将来の LP ガス販売業の発展に資する全国 LP ガス協会となるべく引き続き「構造改革」を進める所存です。

本年も会員の皆様のより一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

新年のご挨拶

鹿児島県危機管理防災局消防保安課
課長　愛川　克也

令和３年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般社団法人鹿児島県LPガス協会の会員の皆様には、日頃からLPガスに係る保安行政の推進に多大な御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年は、九州でも記録的な大雨となった令和２年７月豪雨や台風第10号により、２名の方が亡くなられるなど、本県におきましても多くの災害に見舞われました。

本県は、台風の常襲県であるとともに、多くの活火山を有しており、極めて厳しい自然条件のもと、いつ、どこで大規模災害が発生するか分からない状況にあります。

県民生活に大きな影響を及ぼす大規模災害発生時には、多くの機関との連携が不可欠ですが、貴協会と本県との間で締結された「災害時におけるLPガス供給に関する協定」に基づき、今後、災害が発生した際は、この被災者の支援活動ができるように、貴協会との連携を一層深めていきたいと考えております。

昨年は、県内で８件のLPガスの事故が発生しましたが、このような状況を踏まえ、県としましては、立入検査や保安講習会等により、法令遵守や組織内のリスク管理の徹底、事故防止対策について改めて注意喚起を行ったところです。

また、国が定めている「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」においては、事故の撲滅に向けて目標を設定し、2020年時点で「死亡者ゼロ」、「負傷者25人未満」を目指しています。これまでの保安向上の取組に加えて、技術の進展による安全器具、安全装置、消費設備の改善等により、LPガス事故による被害は大きく減少してきていますが、未だ事故の撲滅には至っておりませんので、以下の取組を重点的に実施することとしています。

①一般消費者等に対して、不完全燃焼防止装置等の安全装置のない古いガス機器の交換を促すとともに、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及の促進に努めること。

②マイコンメーター、調整器等の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。

③CO中毒事故の撲滅を目指し、一般消費者に対し、換気及び清掃・メンテナンスの重要性について周知を徹底するとともに、業務用換気警報器・CO警報器の設置促進を図ること。

④法令遵守の徹底を図り、自主保安活動チェックシートを積極的に活用することにより、自主保安活動を積極的に推進すること。

都市ガスの全面自由化が開始され、オール電化も含めたエネルギー間の垣根を越えた競争が激化する中、平成30年度には「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の見直しが行われ、新たに「戸建住宅と集合住宅それぞれの標準的な料金メニュー等の公表」、「苦情及び問合せの記録簿の保存期間」に関する項目が追加されました。

会員の皆様におかれましては、液化石油ガスが今後とも一般消費者から選択されるエネルギーとなるため、法律の遵守はもとより、今一度自らの保安活動について適宜見直すなど、今年も引き続き保安の確保に万全を期してくださるようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で、LPガスの供給を継続していただくよう、併せてお願いいたします。

結びに、貴協会の今後ますますの御発展と会員の皆様の御繁栄、御健勝を心から祈念いたしまして新年の挨拶といたします。

新年のごあいさつ

鹿児島県消防長会
会長　安樂　剛

令和３年の輝かしい新春を迎え、鹿児島県ＬＰガス協会会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃からＬＰガスの安定供給と保安の確保にご尽力されておりますことに深く敬意を表しますとともに、本県消防行政の推進に格別のご支援とご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、今年度の災害の状況を振り返ってみると、令和２年７月豪雨では、本県や熊本県をはじめとして、全国各地で河川の氾濫や土砂災害などにより大きな被害が発生しました。なお、この豪雨への対応として、本県から熊本県へ緊急消防援助隊を派遣し、被災地における救出・救護活動等を実施したところであります。

また、９月の台風10号では、非常に強い勢力を保ったまま九州西部を台風が通過し、県内でも１名の方が犠牲となるなどの被害が発生しております。

改めて自然災害の脅威を思い知らされたところであり、防災対策についてより一層の緊張感をもって有事に備える必要があると痛感したところでございます。

このように、複雑多様化かつ大規模化する各種災害に対し、地域に密着した防災機関として適切かつ柔軟に対応し、住民の期待に応えることが消防の使命であることから、鹿児島県消防長会といたしましても、さらなる消防防災・危機管理体制の充実強化と官民一体となった地域防災力の向上のため、装備・資機材の整備はもとより、緊急消防援助隊の連携強化や消防団及び自主防火組織の充実強化を推進していく所存でございます。

一方、ここ数年におけるＬＰガスに係る事故につきまして、全国の発生状況を見てみますと年間200件前後で推移しております。このうちの約半数が、消費者側における取り扱い上の不注意やメンテナンスの不備、設置後の経年劣化による配管の腐食等によるものであり、ちょっとした心構えひとつで防げるものです。また、昨年は福島県郡山市において多数の死傷者が出たガス爆発事故も発生しており、ひとたび事故が発生すると住民の日常生活に多大な影響を及ぼすことが再認識させられました。

貴協会におかれましては、これまでＬＰガスの消費等に伴う事故撲滅のため、平素の業務を通じて、長年培った経験と実績、高度な知識と技術を十分に活かした保安対策活動や事故防止啓発の周知広報を実施するなど、なお一層地域住民の生活の安心安全の確保にご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

鹿児島県消防長会といたしましても、貴協会をはじめ関係機関と緊密な連携を図り、ガス事故の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

結びに、今年１年「ＬＰガスの事故ゼロ（０）！」を念願いたしますとともに、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

第2回 理事会の開催結果について

日　時：令和２年 10 月２日（金）午後４時から
場　所：アートホテル（鹿児島市）
出　席：理事 30 名、監事３名

令和２年度の理事会は、第１回はコロナ禍のため書面決議でしたが、２回目は 10 月２日（金）に鹿児島市内のホテルで開催されました。

今年度は役員改選があり、９名の新理事が就任されたこと、協会の青年部の皆様が活動している「後継塾」が新たな取引の適正化ルールを策定されたことから理事皆様に提案したいこと等があり開催されたものです。

秋元会長あいさつの後、後継塾の宮薗塾長から「さらなる料金透明化のために」という新たなルールの説明がありました。その後、理事数人から質問、意見が出されましたが概ね好評で全員が承認されました。

このルールは、前提として令和２年３月に皆様にアンケート調査をお願いし、その結果をもとに後継塾のメンバーが LP ガス業界をもっと魅力ある業界にしたいとの思いから検討を重ねて取りまとめられたものです。

今後、来年の支部総会、協会の通常総会で皆様に説明・提案し、承認をいただいた後スタートする予定ですので皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

協会ホームページを活用ください

会員事業所の皆様への迅速な情報提供は協会の重要な役割の一つです。

保安に係る情報やその他のお知らせ、行政が関わる諸問題等タイムリーに提供することを心掛けています。

現在、皆様への情報提供は文書の送付、会報への掲載、ＦＡＸ等を使用しています。ただ情報量が多く、チラシ等原本を見ていただきたい事項については協会ホームページに掲載する方法を採用する体制を整えています。

情報の提供スピードの面からはＦＡＸもありますが、協会ホームページを見ていただくことも有効と思います。多くの情報をタイムリーに、そしてカラー版等の情報はホームページが最も有効と思います。

今後は、協会報も徐々にホームページで提供する体制も整えていきますので皆様には定期的に協会ホームページを見ていただきますようお願いします。

鹿児島LPガス協会 を週に２回はクリックお願いします。

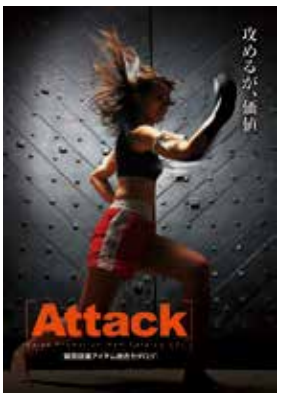

■特殊素材印刷 ●アクリル板 ●スチレンボード ●木材 ●マグネットシート ●アルミ複合板 ●カピロンプレート ●塩ビシール ●ビューフル ●自己吸着粘着ビューフル ●コルクコースター ●レンチキュラー ■IT×MOVIE ●電子ブック & Web ●AR ●デジタルサイネージ ■ソフトサイン ●テーブルクロス ●のぼり ●タペストリー ●デジタル壁紙プリント ●オリジナルウェア ■その他 ●凄ニス ●マグカップ & 湯呑み ●缶バッジ & ユニフォーム型キーホルダー ●ミウラ折り ●ダイレクトメール ●香りインク印刷

販売促進アイテム総合カタログ
Attack
Sales Promotion Item Catalog VOL.1

無料配布
株式会社 鹿児島新生社印刷
〒891-0132 鹿児島県鹿児島市七ツ島1-3-21
☎099-261-0111

闘う、企業（アナタ）へ。
印刷物と連動したアイテムが充実。
効果的な戦略のためにこの一冊を。

令和2年度国家試験受験者率

本年度の国家試験は、令和２年 11 月８日（日）に鹿児島国際大学及び大島支庁の２会場で実施され、このたび受験者率の結果が以下の通りとなりました。

試験の種類	受験申込者数	受験者数	受験者内訳		最終受験率	欠席者数	全科目免除及び筆記免除
			鹿児島市	奄美市			
乙　種　化　学	16	12	12	0	75.0%	4	
丙種化学（液石）	144	136	121	15	94.4%	8	
丙種化学（特別）	25	20	20	0	80.0%	5	
乙　種　機　械	38	31	31	0	81.6%	7	
第二種冷凍機械	60	55	53	2	91.7%	5	
第三種冷凍機械	135	119	112	7	88.1%	16	
第 一 種 販 売	35	30	28	2	85.7%	5	
第 二 種 販 売	212	195	172	23	92.0%	17	4
設　　備　　士	29	25	21	4	86.2%	4	2
合　　計	694	623	570	53	89.8%	71	6

【参　考】

①液化石油ガス設備士筆記試験の合否は 11 月 20 日（金）に発表され、上記 25 人の受験者のうち、５人が合格。
　昨年の受験者２人を含む７人の技能試験は、11 月 29 日（日）に実施された。
　※合格発表日は筆記・技能試験とも令和３年１月 12 日（火）

②各会場の受験率は次のとおり。
　鹿児島会場……88.9%
　奄美会場……100.0%

③総申込者数……700 人
　全科目免除　４人（第二種販売）・設備士筆記免除　２名含む

料金アンケート結果まとまる

昨年９月時点を対象に実施しました「令和２年度 LP ガス料金アンケート」の結果がまとまりました。一般住宅と集合住宅毎に、基本料金、5㎥、10㎥、15㎥の価格（いずれも税込）を掲載しています。

平成 29 年の法令改正や取引適正化ガイドラインを遵守し、今年も料金の透明化をより一層図ってくださるようお願いいたします。

戸建住宅 2020年9月時点（基本料金 税込み価格）

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
1,000 未満	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000 ～ 1,100	B	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
1,100 ～ 1,200	C	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
1,200 ～ 1,300	D	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3
1,300 ～ 1,400	E	1	1	1	4	2	3	1	1	0	2	16
1,400 ～ 1,500	F	3	0	0	7	3	3	3	2	0	2	23
1,500 ～ 1,600	G	10	9	3	9	4	13	9	6	0	8	71
1,600 ～ 1,700	H	18	31	14	9	20	18	17	19	0	8	154
1,700 ～ 1,800	I	7	3	1	8	8	6	5	2	2	11	53
1,800 ～ 1,900	J	10	1	2	4	1	0	2	0	13	0	33
1,900 ～ 2,000	K	3	2	0	3	0	1	1	1	0	1	12
2,000 ～	L	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
計		54	48	21	46	38	44	39	32	15	33	370

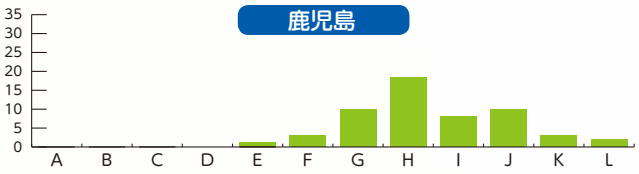

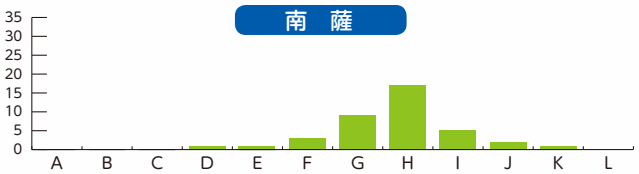

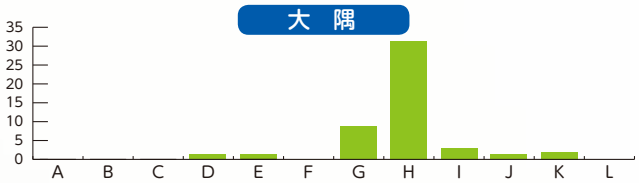

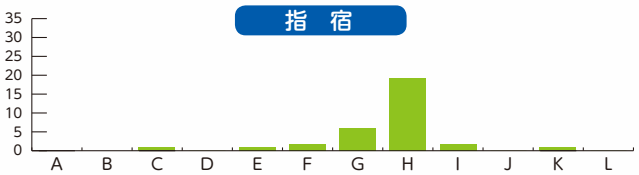

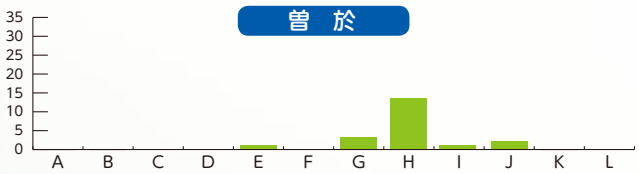

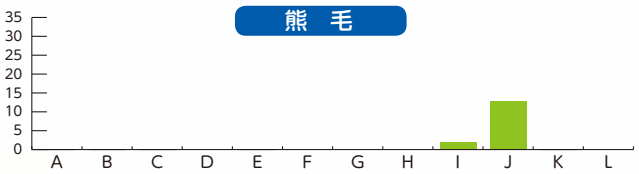

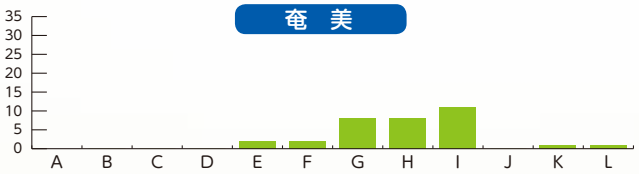

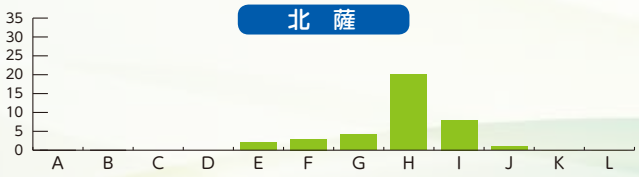

（表の見方）
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｌのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

戸建住宅 2020年9月時点（5㎥ 税込み価格）

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
4,200 未満	A	7	1	0	6	1	7	2	0	0	1	25
4,200 ～ 4,300	B	5	2	1	4	1	1	2	2	0	0	18
4,300 ～ 4,400	C	2	2	2	0	0	2	0	1	0	0	9
4,400 ～ 4,500	D	3	6	1	3	2	1	2	3	0	1	22
4,500 ～ 4,600	E	4	7	0	2	1	0	2	3	0	2	21
4,600 ～ 4,700	F	5	4	5	5	1	8	2	3	0	2	35
4,700 ～ 4,800	G	6	6	3	10	2	2	3	3	0	1	36
4,800 ～ 4,900	H	5	8	0	3	2	1	2	7	1	4	33
4,900 ～ 5,000	I	5	5	0	4	1	3	2	2	0	9	31
5,000 ～ 5,100	J	3	2	2	1	5	2	15	1	0	3	34
5,100 ～ 5,200	K	2	0	0	0	6	5	1	4	0	1	19
5,200 ～	L	7	5	7	8	16	12	6	3	14	9	87
計		54	48	21	46	38	44	39	32	15	33	370

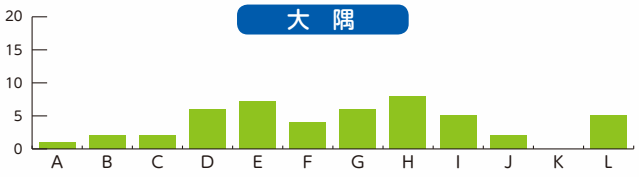

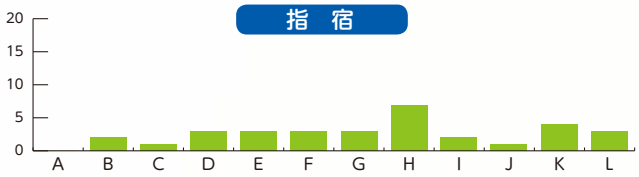

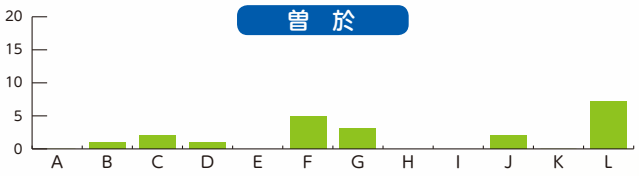

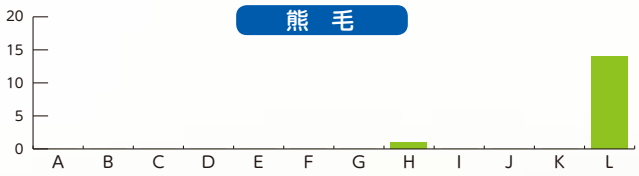

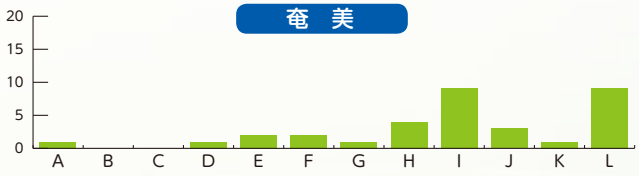

（表の見方）
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｌのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

戸建住宅 2020年9月時点（10㎥ 税込み価格）

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
6,800 未満	A	8	4	1	8	2	7	4	1	0	1	36
6,800 ～ 6,900	B	3	2	0	2	0	1	1	1	0	0	10
6,900 ～ 7,000	C	0	8	3	0	0	1	1	1	0	0	14
7,000 ～ 7,100	D	6	4	0	1	1	0	0	1	0	1	14
7,100 ～ 7,200	E	1	1	1	1	2	1	0	3	0	1	11
7,200 ～ 7,300	F	0	4	1	0	1	0	1	1	0	0	8
7,300 ～ 7,400	G	2	4	1	1	0	1	1	0	0	0	10
7,400 ～ 7,500	H	4	5	1	4	1	1	2	3	0	1	22
7,500 ～ 7,600	I	6	3	3	1	1	3	1	1	0	0	19
7,600 ～ 7,700	J	4	2	0	7	0	3	3	2	0	1	22
7,700 ～ 7,800	K	5	3	0	5	4	4	6	3	0	0	30
7,800 ～ 7,900	L	2	3	0	2	2	1	0	6	1	0	17
7,900 ～ 8,000	M	0	0	0	1	3	0	2	0	0	5	11
8,000 ～ 8,100	N	3	0	2	3	3	2	1	1	0	3	18
8,100 ～ 8,200	O	0	1	0	0	4	3	3	1	0	3	15
8,200 ～ 8,300	P	1	0	0	0	5	9	7	0	0	0	22
8,300 ～ 8,400	Q	2	3	0	1	0	3	0	1	0	4	14
8,400 ～	R	7	1	8	9	9	4	6	6	14	13	77
計		54	48	21	46	38	44	39	32	15	33	370

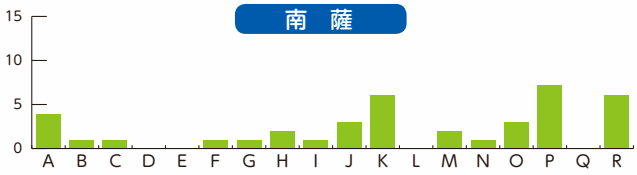

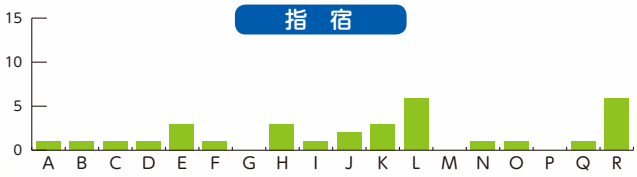

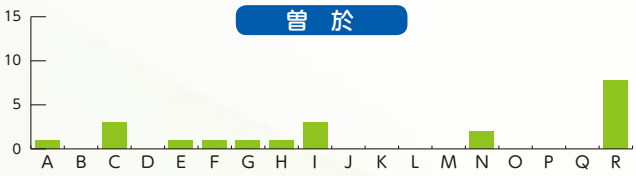

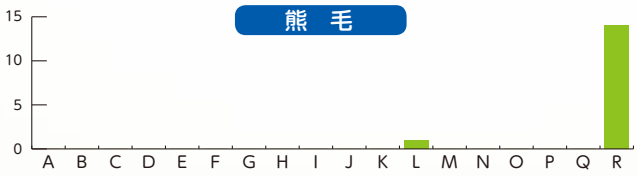

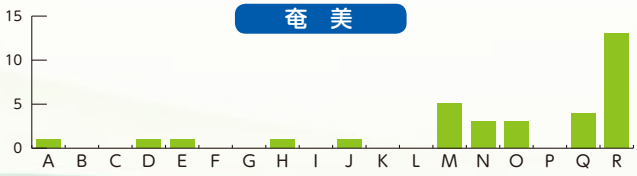

（表の見方）
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｒのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

戸建住宅 2020年9月時点（15㎥ 税込み価格）

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
8,000 未満	A	3	2	0	0	1	3	1	0	0	0	10
8,000 ～ 8,200	B	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
8,200 ～ 8,400	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,400 ～ 8,600	D	2	0	0	3	0	1	0	0	0	0	6
8,600 ～ 8,800	E	0	3	0	0	0	2	1	0	0	1	7
8,800 ～ 9,000	F	0	3	0	3	0	1	0	0	0	0	7
9,000 ～ 9,200	G	2	8	1	1	0	2	4	1	0	1	20
9,200 ～ 9,400	H	4	1	1	3	1	2	1	1	0	0	14
9,400 ～ 9,600	I	0	3	3	1	1	1	0	3	0	0	12
9,600 ～ 9,800	J	6	6	2	3	2	0	0	3	0	1	23
9,800 ～ 10,000	K	2	11	3	1	4	2	1	3	0	0	27
10,000 ～ 10,200	L	7	2	1	5	5	1	4	1	0	1	27
10,200 ～ 10,400	M	5	4	0	7	2	4	7	3	0	0	32
10,400 ～ 10,600	N	7	1	2	2	3	4	1	2	0	0	22
10,600 ～ 10,800	O	4	1	1	4	8	6	5	6	1	1	37
10,800 ～ 11,000	P	1	0	0	0	3	5	1	2	0	2	14
11,000 ～ 11,200	Q	1	1	2	3	1	7	2	4	0	7	28
11,200 ～ 11,400	R	4	1	0	1	2	1	6	0	0	3	18
11,400 ～ 11,600	S	0	0	0	1	2	1	0	0	0	3	7
11,600 ～ 11,800	T	2	1	1	1	0	0	1	0	9	0	15
11,800 ～ 12,000	U	0	0	1	3	0	0	1	1	0	1	7
12,000 ～	V	4	0	3	3	3	1	3	2	5	12	36
計		54	48	21	46	38	44	39	32	15	33	370

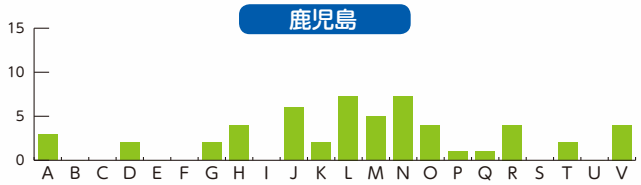

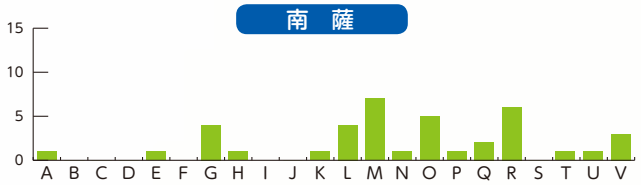

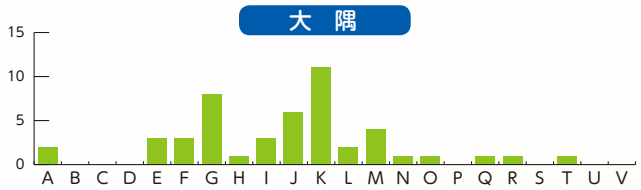

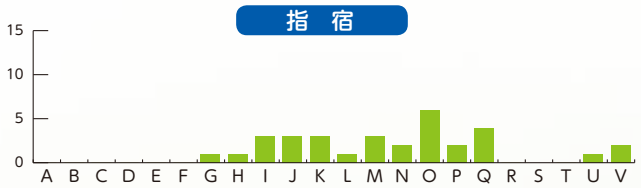

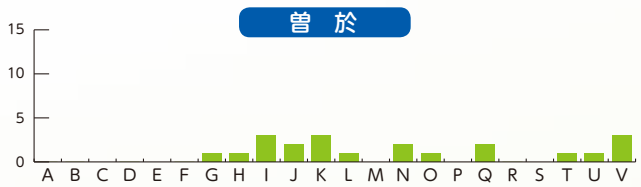

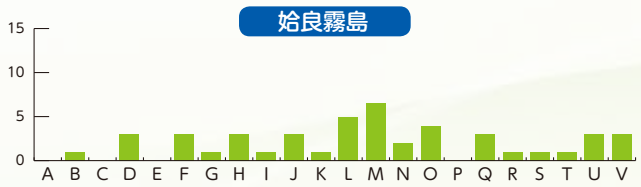

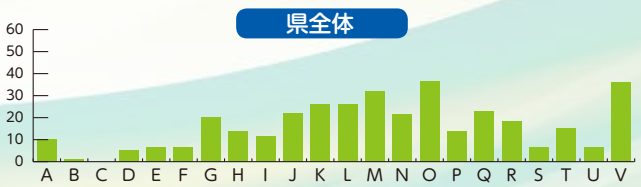

（表の見方）
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｖのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

集合住宅 2020年9月時点（基本料金 税込み価格）

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
1,000 未満	A	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
1,000 ～ 1,100	B	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
1,100 ～ 1,200	C	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
1,200 ～ 1,300	D	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	4
1,300 ～ 1,400	E	0	1	1	1	2	4	1	1	0	2	13
1,400 ～ 1,500	F	3	0	0	4	3	3	5	0	0	1	19
1,500 ～ 1,600	G	5	10	2	6	2	6	7	3	0	10	51
1,600 ～ 1,700	H	12	19	8	10	19	13	13	13	0	5	112
1,700 ～ 1,800	I	11	7	2	9	6	7	3	2	2	11	60
1,800 ～ 1,900	J	9	4	3	5	2	1	3	0	12	0	39
1,900 ～ 2,000	K	6	2	0	5	0	2	2	1	0	1	19
2,000 ～	L	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4
計		48	43	17	44	35	36	35	22	14	31	325

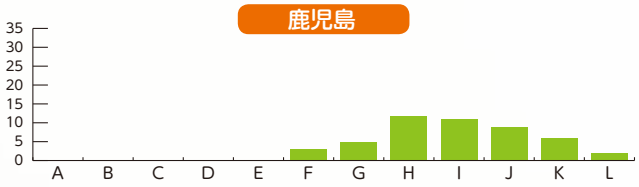

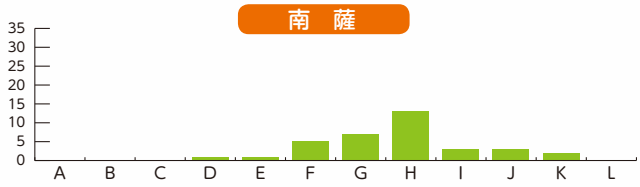

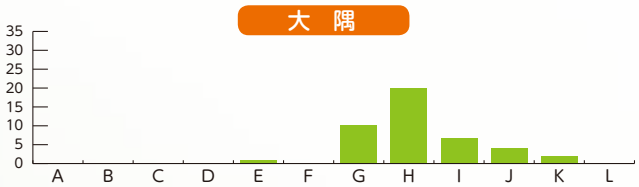

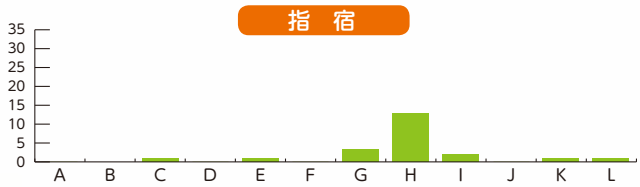

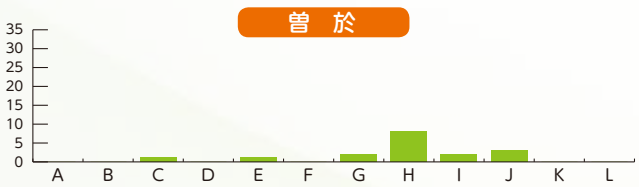

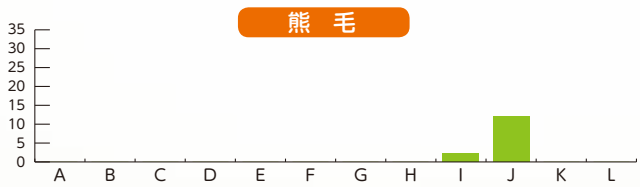

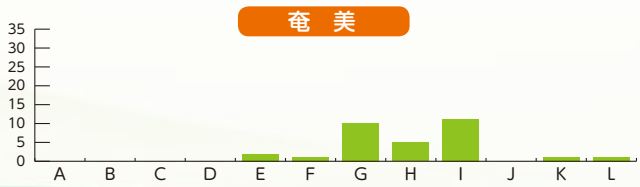

（表の見方）
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｌのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

集合住宅 2020年9月時点（5㎥ 税込み価格）

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
4,200 未満	A	4	1	1	5	0	6	3	0	0	1	21
4,200 ～ 4,300	B	2	2	1	3	1	1	0	0	0	0	10
4,300 ～ 4,400	C	1	2	1	0	0	1	1	1	0	0	7
4,400 ～ 4,500	D	4	6	1	3	1	0	3	1	0	4	23
4,500 ～ 4,600	E	2	2	0	0	3	1	0	3	0	2	13
4,600 ～ 4,700	F	4	7	2	3	0	5	1	1	0	1	24
4,700 ～ 4,800	G	7	3	4	10	3	3	8	4	0	1	43
4,800 ～ 4,900	H	4	6	1	3	1	2	1	3	1	1	23
4,900 ～ 5,000	I	4	3	0	4	1	3	1	2	0	8	26
5,000 ～ 5,100	J	4	6	2	3	5	2	12	2	1	3	40
5,100 ～ 5,200	K	3	2	0	2	5	1	0	3	0	1	17
5,200 ～	L	9	3	4	8	15	11	5	2	12	9	78
計		48	43	17	44	35	36	35	22	14	31	325

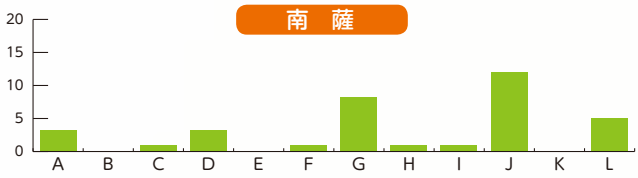

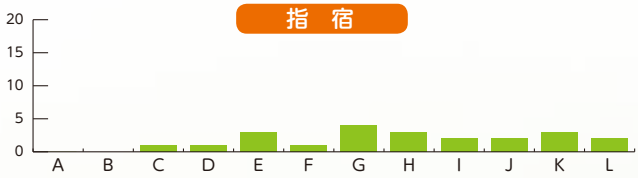

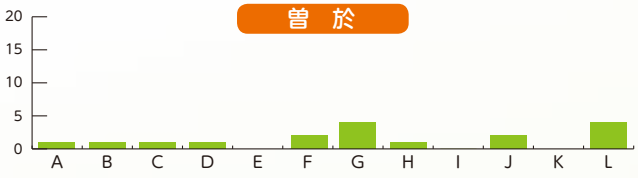

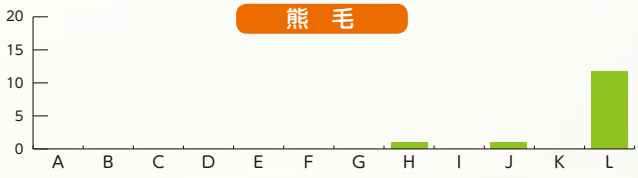

（表の見方）
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｌのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

集合住宅 2020年9月時点 (10㎥ 税込み価格)

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
6,800 未満	A	4	6	1	7	0	6	2	0	0	1	27
6,800 ～ 6,900	B	2	2	0	1	0	1	3	0	0	0	9
6,900 ～ 7,000	C	0	4	3	0	0	0	2	1	0	0	10
7,000 ～ 7,100	D	4	2	0	1	0	0	0	1	0	1	9
7,100 ～ 7,200	E	1	0	0	1	3	1	0	1	0	1	8
7,200 ～ 7,300	F	0	4	0	0	2	0	0	1	0	1	8
7,300 ～ 7,400	G	3	4	2	1	0	1	0	0	0	2	13
7,400 ～ 7,500	H	2	2	1	3	0	3	4	1	0	1	17
7,500 ～ 7,600	I	3	3	4	1	2	1	2	2	0	0	18
7,600 ～ 7,700	J	1	0	0	6	1	2	1	3	0	0	14
7,700 ～ 7,800	K	5	3	0	3	4	3	5	1	0	0	24
7,800 ～ 7,900	L	8	6	0	3	3	1	2	4	1	0	28
7,900 ～ 8,000	M	0	2	0	2	2	2	1	0	1	4	14
8,000 ～ 8,100	N	2	1	2	3	3	1	1	2	0	1	16
8,100 ～ 8,200	O	1	1	0	0	4	1	0	1	0	2	10
8,200 ～ 8,300	P	4	0	0	1	5	6	6	0	0	0	22
8,300 ～ 8,400	Q	2	3	0	2	1	3	0	0	0	5	16
8,400 ～	R	6	0	4	9	5	4	6	4	12	12	62
計		48	43	17	44	35	36	35	22	14	31	325

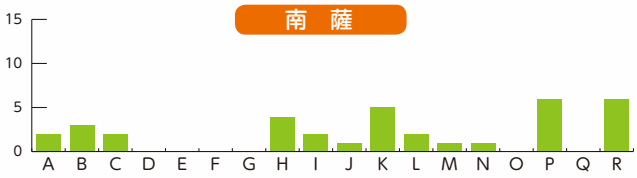

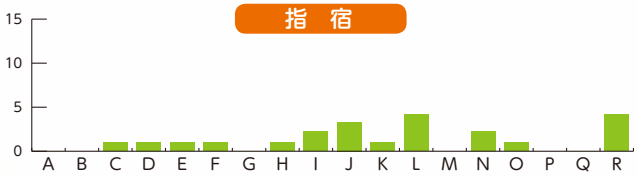

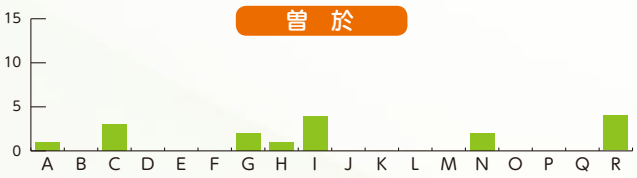

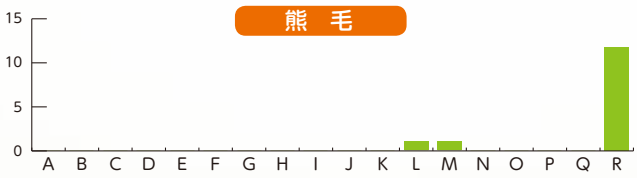

(表の見方)
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｒのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

集合住宅 2020年9月時点（15㎥ 税込み価格）

基本料金税込価格（円）		鹿児島	大隅	曽於	姶良霧島	北薩	川薩	南薩	指宿	熊毛	奄美	県全体
8,000 未満	A	1	1	1	0	0	3	0	0	0	1	7
8,000 ～ 8,200	B	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
8,200 ～ 8,400	C	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
8,400 ～ 8,600	D	1	1	0	2	0	1	1	0	0	0	6
8,600 ～ 8,800	E	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	6
8,800 ～ 9,000	F	0	1	0	3	0	1	0	1	0	0	6
9,000 ～ 9,200	G	1	5	0	0	0	1	3	0	0	1	11
9,200 ～ 9,400	H	3	0	0	2	1	0	3	0	0	0	9
9,400 ～ 9,600	I	1	2	2	1	1	2	0	1	0	0	10
9,600 ～ 9,800	J	3	4	3	1	1	1	1	1	0	2	17
9,800 ～ 10,000	K	1	6	3	1	4	0	2	1	0	0	18
10,000 ～ 10,200	L	5	3	2	4	5	3	3	3	0	1	29
10,200 ～ 10,400	M	4	6	0	8	2	4	5	5	0	2	36
10,400 ～ 10,600	N	9	4	1	2	2	1	1	1	0	0	21
10,600 ～ 10,800	O	3	2	0	2	9	4	2	3	2	0	27
10,800 ～ 11,000	P	2	0	1	2	3	3	2	0	0	0	13
11,000 ～ 11,200	Q	2	1	0	4	2	9	1	4	0	5	28
11,200 ～ 11,400	R	5	2	1	2	1	1	7	0	0	3	22
11,400 ～ 11,600	S	1	0	0	1	2	0	0	0	0	3	7
11,600 ～ 11,800	T	2	0	1	2	0	1	1	0	7	0	14
11,800 ～ 12,000	U	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	4
12,000 ～	V	3	0	1	3	2	0	3	2	5	11	30
計		48	43	17	44	35	36	35	22	14	31	325

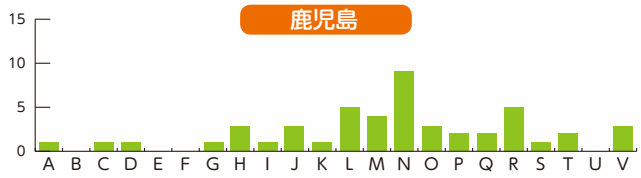

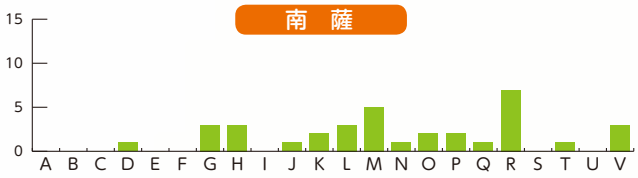

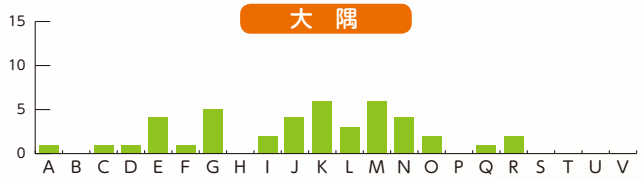

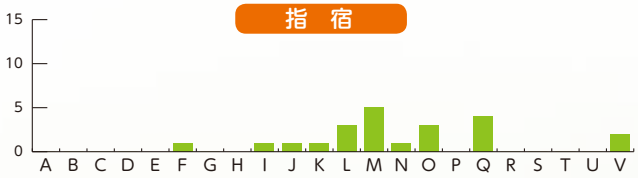

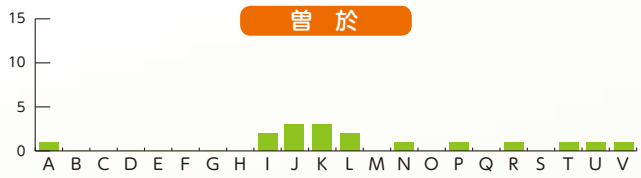

（表の見方）
上記表中の料金区分は、それぞれＡ～Ｖのアルファベットで分類して棒グラフに表示してあります。

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について（要請）

標記について以下のとおり経済産業省から注意喚起の要請がありました。
詳細は以下をご覧ください。なお、事業者向け対応フローは協会ホームページにアップ（会員向けお知らせ：2020/12/09）してあります。是非確認ください。

令和２年７月 30 日（木）に福島県郡山市の飲食店において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は不明な点はありますが、シンク下の腐食した配管から LP ガスが漏洩したことが推定されております。それを含め、次の６つの点が懸念されました。

①配管の腐食。
②水の影響を受けるおそれのある場所における白管の使用。
③コンクリート面等の導電性の支持面に直接触れている状態での白管の使用。
④埋設部の記載などの配管図面と事故当時の設置状況の相違。
⑤保安機関は、定期点検・調査（令和元年 12 月２日）において、配管（腐食、腐食防止措置等）は「良」としていること。
⑥保安機関は、同点検・調査において、ガス栓劣化、接続管基準及び燃焼機器故障について「否」とし、また、特記事項として“警報器とメーターを連動してください”と指摘しているものの、保安機関の指摘を受けた消費設備の改善は実施されていなかったこと。

つきましては、以下の点につき都道府県協会等を通じて会員の LP ガス販売事業者へ周知いただき、業務用施設に対するこれまでの法定点検・調査において、設置環境その他の事情から配管の設置状況や腐食状況が確認できていないものがある場合には、令和３年３月末までに、下記の調査、通知等が行われるよう要請します。

１．対象

業務用施設の厨房内

２．調査、通知等

⑴消費設備の維持・管理状況の調査

配管の図面と設置状況を照合しつつ実際の設置状況を確認し、配管の設置状況が、屋内の多湿部、水の影響を受けるおそれのある場所における配管で、腐食防止対策(注1)がなされていないもの又はその対策が不明なものについては、腐食の状況を確認すること。

（注１）「例示基準第 28 節」参照

⑵消費設備の改善通知

①上記⑴の調査の結果、消費設備が技術基準上の基準(注2)に適合していない場合には、当該消費設備の所有者又は使用者に改善を求める通知を行うこと。

（注２）「液石法規則第 44 条」参照

②特に、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥があった場合には、ガスの使用を中止させ、当該消費設備の所有者又は使用者に改善等の安全対策を講じさせるよう通知すること。

③上記①及び②において消費設備の改善やガスの使用を停止するなどの保安対策が講じられない場合には、その事実を所在する都道府県に連絡すること。

３．改善等の報告

上記⑵③の都道府県に連絡した事例があった場合には、協会を通じて経済産業省ガス安全室に報告していただくようお願いします。

なお、本報告は、液石法第 35 条の５において、「都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。」こととなっており、この措置を確認するため協力を求めるものであります。